

# 特別児童扶養手当を受けている方へ

忘れないで！

児童が児童福祉施設等へ入所されたときは区役所・支所へ届出を！

特別児童扶養手当の支給対象になっている児童が児童福祉施設等へ入所されたときは、手当の受給資格がなくなりますので、お住まいの区役所・支所保健福祉センター障害保健福祉課へ届け出てください。

(前年の所得額が所得制限を超えているため手当の支給が停止されている方も届出が必要です。)

※他にも施設入所に伴い、資格がなくなる手当もありますので御注意ください。(障害児福祉手当等)

届出を忘れると  
思いもよらないことに…



手当を受ける資格がなくなった状態で、届出をせずに引き続き手当を受けたときは、資格がなくなった月の翌月分から受けた手当の全額を返していただくことになります。

また、施設を退所され再度手当の受給資格が発生した場合は、改めて請求手続きが必要です。手当は請求された月の翌月から支給されることになっていますので、忘れずに手続きをしてください。

どんなところが  
児童福祉施設等にあたるの？



ここでいう児童福祉施設等には、障害児入所施設、医療型障害児入所施設、指定発達支援医療機関なども含みます。

※ただし、母子生活支援施設や保育所、ショートステイの場合は除きます。

また、南京都病院や宇多野病院、聖ヨゼフ整形外科等は、指定発達支援医療機関として障害児入所支援を行っています。そのため、施設入所なのか、単なる入院なのか非常にわかりにくいいため御注意願います。

上記以外にも児童福祉施設等にあたる施設は多数あります。何らかの施設に児童が入所された場合は、念のため、必ずお問い合わせ願います。

わかりにくい点がありましたら、各区役所・支所保健福祉センター障害保健福祉課の窓口、京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課までお問い合わせください。